

告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定により、令和6年10月1日から、人吉下球磨消防組合及び上球磨消防組合において、別紙の規約により人吉球磨消防指令事務協議会を設置することとしたので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年9月4日

上球磨消防組合長 中嶽 弘継

